

第26回 佐川町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成28年6月29日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2、開催場所 佐川町役場 二階大会議室

3、出席委員 (14人)

会 長	17番	北添	正男
会長職務代理者	16番	武石	悦雄
委 員	1番	岡添	輝男
	2番	刈谷	哲二
	3番	田村	営幸
	4番	藤原	健祐
	5番	廣瀬	正直
	7番	氏原	延
	8番	今橋	壽子
	9番	尾崎	藤吉郎
	12番	佐藤	良一
	13番	織田	和主
	14番	大谷	恵呉
	15番	横畠	増吉

4、欠席委員 (2人) 6番 邑田 昌平 ・ 10番 上岡 民典
【11番欠番】

5、議事日程

第1 開 会

第2 議事録署名委員の選任について

第3 報告事項の報告について

第4 議 事

第1号議案 農地法第3条に関する件について

第2号議案 農地法第4条に関する件について

第3号議案 非農地証明願に関する件について

第4号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件について

第5 その他

第6 閉 会

6、農業委員会事務局職員

事務局長 公文 博章

主 任 田村 麻美

主 任 氏原 謙

臨時職員 和田 佳絵

7、会議の概要

議長

それでは、ただ今より第26回農業委員会総会を開会します。本日の出席者は14名です。定足数に達していますので、会議は成立します。なお、6番邑田委員・11番上岡委員より欠席の連絡がっております。

早速ですが、お手元に配付した定例総会議案書の日程に従い、会議を行います。議事日程第2、議事録署名委員の選任について、を議題とします。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。邑田委員が欠席していますので、7番氏原委員と8番今橋委員をお願いします。

続きまして、日程第3、報告事項の報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局長

それでは、日程第3、報告事項について、報告させていただきます。1、本月中の会議と主たる処理事項についてですが、6月3日から9日まで、佐川町議会6月定例会が開催され私が出席しました。6月17日、高知県農業委員会職員研究協議会の総会及び研修会が高知市の高知会館で開催され、私が出席しました。6月22日、第3回佐川町農業関係機関打合せ会が高吾農業改良普及所で開催され、田村主任が出席しました。6月27日、一般社団法人高知県農業会議第63回通常総会及び平成28年度上期農業委員会会長・事務局長会議が高知市の市町村職員共済会館で開催され、会長と私及び氏原主任の3人が出席しました。そして本日、平成28年度第26回佐川町農業委員会定例会が開催されております。

続きまして、2、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。一件目の地区は で届出人は岐阜県の さん、土地の表示は佐川町 字 番 外 筆、地目は 筆とも で合計面積が m^2 ・受付日は平成28年5月26日、受理日は平成28年5月26日・登記原因は平成22年9月1日相続とのことです。

二件目の地区は で届出人は (相続財産管理人) さんで、土地の表示は佐川町 字 番 、地目は で面積が m^2 ・受付日は平成28年5月26日、受理日は平成28年5月26日・登記原因は昭和57年12月21日相続とのことです。

三件目の地区も で届出人は 市の さん、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は 筆とも で、合計面積が m^2 ・受付日は平成28年5月30日、受理日は平成28年5月30日・登記原因は平成28年5月6日相続とのことです。

四件目の地区は で届出人は さんで、土地の表示は佐川町 字 番 、地目は で面積が m^2 ・受付日は平成28年6月1日、受理

日は平成 28 年 6 月 2 日・登記原因は平成 23 年 2 月 12 日相続とのこと。

五件目の地区は で届出人は、 町の さんで、土地の表示は佐川町 字 番 外 筆、地目は畑が 筆で面積が m²、田が 筆で面積が m²、合計面積が m²・受付日は平成 28 年 6 月 10 日、受理日は平成 28 年 6 月 13 日・登記原因は平成 26 年 5 月 29 日相続とのこと。

以上で、報告を終わります。

議長

報告事項の報告が終わりました。何か質問等ありませんか。

(質問等なしの声)

議長

質問等ありませんので、これで報告を終わります。 続きまして、日程第 4、「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」を議題とします。それでは、10 番から 12 番までの 3 件について、を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは 28-10 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町字 番 ・地目は で面積は m²、譲渡理由は売買です。

続きまして 28-11 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番 ・地目は で面積は m²、譲渡理由は売買です。

続きまして 28-12 番を説明します。譲渡人は 市の さん、譲受人は 同じく 市の さん、土地の所在地は佐川町 字 番 ・地目は で面積は m²、譲渡理由は売買です。

以上 3 件とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、3 件とも譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。 以上です。

議長

それでは、順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

3 番田村委員

それでは報告します。10 番の申請地は 集落にあり、現在ブラックベリーが栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、ブラックベリーを栽培すること、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

田村主任

6 番邑田委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。申請地は 集落にあり、現在果樹が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、果樹を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問題無いとの事です。

続きまして 12 番を読ませて頂きます。申請地は 集落にあり、現在野菜が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、野菜を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問題無いとの事です。 以上です。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」10 番から 12 番については、原案どおり決したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」10 番から 12 番迄の 3 件については、原案どおり決定しました。

続きまして、「第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件」を議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件」の 1 番を説明します。お手元の説明資料をご覧ください。申請人は の さん、土地の所在地は佐川町 字 番・登記地目は で面積は m²・転用目的は、太陽光発電システムを設置するために、転用することの事です。

農地区分につきましては、申請地が JR 斗賀野駅から約 350m の位置で概ね 500m の範囲内になり、農地区分は第 2 種農地に該当すると判断されます。

以上です。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告をお願いします。

氏原主任

6 番 田委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。申請地は 集落にあり、事務局の説明どおり、太陽光発電システムを設置するものです。東側は水路を挟んで宅地と接し、北側は農地(田)と接しています。西側は道路を挟んで農地(田)と接し、南側は宅地及び雑種地に隣接の土地です。農地の関係者には全員承諾をもらっていますし、進入路もあり、何も問題ありませんとの事です。なお、農地関係者以外の方にも承諾をもらっております。以上です。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんのでお諮りします。「第2号議案 農地法第4条に関する件」1 番は、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 3 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第2号議案 農地法第4条に関する件」1 番は、原案どおり決定しました。

続きまして、「第3号議案 非農地証明願に関する件」6 番・7 番の2 件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第3号議案 非農地証明願に関する件」6 番を説明します。申請人は 市の さんで、土地の所在地は佐川町 字 番・登記地目は で面積は m^2 ・利用状況は平成7 年頃より耕作を放棄し、現在は原野と成っていて農地では無いとのことです。

続きまして、7 番を説明します。申請人は さんの代理人(行政書士) さんで、土地の所在地は佐川町字 番・登記地目は で面積は m^2 ・利用状況は、20 年以上前から庭となっており、(従前は小屋があった)農地ではないとのことです。 以上です。

議長

それでは6 番から順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

9 番尾碕委員

6 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は原野となっており、佐川町非農地証明事務取扱要綱第 6 条 (4) に該当しており、非農地証明を証明しても何も問題ありません。

2 番刈谷委員

それでは、7 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は雑種地となっており、佐川町非農地証明事務取扱要綱第 6 条 (5) に該当しており、非農地証明を証明しても何も問題ありません。 以上です。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。委員さんの確認報告を踏まえ、何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 3 号議案 非農地証明願に関する件」6 番・7 番は原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 3 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 3 号議案 非農地証明願に関する件」の 6 番・7 番は原案どおり決定しました。 続きまして、「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」6 月分を議題とします。 先ず初めに、61 番から 67 番までの 7 件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは 61 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの 3 年間の使用貸借権の新規設定です。

続きまして 62 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町字 番、地目は で面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして 63 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成

33年6月30日までの5年間の使用貸借権の新規設定です。

続きまして64番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m²です。設定期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日までの10年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして65番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成28年7月1日から平成33年6月30日までの5年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして66番を説明します。利用権を設定する者(亡) (相続人代表) さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m²です。設定期間は平成28年7月1日から平成33年6月30日までの5年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして67番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日までの10年間の使用貸借権の再設定です。

以上、全て7件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。

議長

それでは61番から順次、確認委員の報告をお願いします。

16番武石委員

それでは61番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は親子の関係で、引き続き水稻を栽培することです。調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしていますので、何も問題ありませんとの事です。

3番田村委員

それでは62番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培することです。調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていますので、何も問題ありませんとの事です。

13番織田委員

それでは63番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は野菜を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者生姜を栽培することです。調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第18条第3

項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

つづいて 64 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在はお茶を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続きお茶を栽培することとで、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

田村主任

6 番 邑田委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は二ヲを栽培することとで、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありませんとの事です。

続きまして 66 番を読ませて頂きます。申請地は同じく 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は二ヲを栽培することとで、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありませんとの事です。以上です。

1 番 岡添委員

それでは 67 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻と野菜を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者引き続き水稻と野菜を栽培することとで、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

議長

確認委員の報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

それでは、採決に移ります。「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」61 番から 67 番については、原案どおり決したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 3 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、61 番から 67 番迄の 7 件については原案どおり決定しました。

続きまして、利用集積計画に関する件、68 番について審議のところですが、こ

の件につきましては、私が利害関係者でありますので、議長を交代します。

議長(職務代理)

それでは私が、この案件だけ議長を務めさせていただきます。
利害関係のある 17 番北添委員の退席を求めます。

(北添委員退席する。)

議長

それでは 68 番について、事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは 68 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m²です。設定期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年間の使用貸借権の再設定です。
なお、この設定は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。

議長(職務代理)

それでは 68 番の確認委員の報告をお願いします。

1 番岡添委員

申請地は 集落にあり、現在は野菜を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き野菜を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

議長(職務代理)

確認委員さんの報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長(職務代理)

それでは、採決に移ります。「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、68 番については、原案どおり決したいと思います、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 2 人全員が手を上げる。

議長(職務代理)

賛成全員。よって、「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、68

番は原案どおり決定しました。ここで、17 番北添委員の入室を認めます。

(北添委員復席する。)

議長(職務代理)

議事進行にご協力頂きまして、誠にありがとうございました。ここで議長を交代します。

議長

議長を交代しました。それでは引き続きまして、「第4号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」を議題とします。残り 69 番から 71 番までの3件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは、69 番から説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町字 番、地目は で面積は m²です。設定期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年間の賃貸借権の再設定です。

続きまして 70 番を説明します。利用権を設定する者(亡) (相続人代表) さん、利用権の設定を受ける者 市の さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番外 件、地目は田が 件で面積は m²・畑が 筆で面積は m²・合計面積が m²です。設定期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間の賃貸借権の再設定です。

続きまして 71 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町字 番外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年間の使用貸借権の再設定です。

以上、3 件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それでは 69 番から順次、確認委員の報告をお願いします。

3 番田村委員

それでは 69 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培することとで、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

7 番氏原委員

それでは 70 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻と野菜

を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻と野菜を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

続きまして 71 番を報告します。申請地は 及び 集落にあり、現在は水稻及び野菜を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者引き続き水稻と野菜を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

議長

確認委員の報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

それでは、採決に移ります。「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」69 番から 71 番については、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、69 番から 71 番迄の 3 件については原案どおり決定しました。

従いまして、61 番から 71 番迄の佐川町農用地利用集積計画については、平成 28 年 6 月 29 日開催の総会において審議の結果、利用権及び賃貸借権の設定を受ける者、並びに当該土地についての所有者又は使用収益権を有する者の同意を得ており、かつ、農地法等関係法令に抵触するものでなく適当と認める。との意見書を町長宛に送付致します。

以上で、今回提出されたすべての議案について、審議を終了いたします。

続きまして、日程第 5 その他の件について、事務局長より説明願います。

事務局長

それでは、佐川町準備対策委員会の設置について説明させていただきます。

昨年 9 月には「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が公布され、今年 4 月から施行されました。この中には、農業委員等に関する法律及び農地法の一部改正が含まれ、農業委員会の事務を許認可業務と農地利用最適化の推進業務に重点化するほか、農地利用最適化推進委員を新たに設置することが定められました。農業委員の選出方法は公選制から町長による選任制に改め、事前の推薦・公募の結果を「尊重しなければならない。」となりました。また「農業委員数を

半数化」 と言った新たな農業委員会の在り方が示されました。

これに基づき、当町でも来年に向かって準備をしなくては成りません。そこで、準備対策委員として会長・会長職務代理及び事務局長以下職員の合計 5 名で準備を進めて行きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

議長

今、事務局長から提案のありました、佐川町準備対策委員会の設置については、会長の私ほか 4 名の委員で進めて行くことに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしとのことですので、今後は準備対策委員会でたたき台を作成し、農業委員会に諮って行きたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。 その他に何かありませんか。

委員

(ありませんとの声)

議長

これをもちまして、第 26 回 佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回総会は平成 28 年 7 月 28 日（木曜日）で、午後 1 時 30 分から佐川町役場二階大会議室で行います。 本日はご苦労様でした。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長

北条正男

議事録署名人

丸原 延

議事録署名人

今橋 真子